

会議録

会議の名称	平成 27 年 第 3 回 本庄市国民健康保険運営協議会				
開催日時	平成 27 年 8 月 18 日 (火)	午後 1 時 30 分から 午後 2 時 20 分まで			
開催場所	本庄市役所大会議室				
出席者	被保険者代表	堀口 富士夫、金井 喜久夫、市川 寛、 新井 千奈美、浅見 敏江			
	保険医又は保険薬剤師代表	渋谷 修身、黒岩 茂夫、益子 研土、江川 知宏			
	公益代表	柿沼 光男、岩崎 信裕、木村 保、内野 黽、 佐々木 義弘			
	事務局	春山 康壽 (保健部長)、中田 啓一 (保険課長)、 山田 由幸 (収納課長)、柳田 恵 (保険課課長補佐兼 国保係長)			
欠席者	林 勇毅 (保険医又は保険薬剤師代表)、細野 仁 (被用者保険等保険 者代表)				
議題 (次第)	1 開会 2 あいさつ 3 議題 議案 1 地方税法施行令改正に伴う国民健康保険税条例の 一部改正について 報告事項 1 平成 27 年度国民健康保険特別会計 9 月補正予算 について 報告事項 2 平成 26 年度国民健康保険特別会計決算について 4 その他 5 閉会				
配布資料	・議案 1 (資料 1・2) ・報告事項 1 資料 ・報告事項 2 資料				
その他特記事項					
主管課	保健部保険課				

会議の経過	
発言者	発言内容・決定事項等
司会	<p>1. 開会 ただ今から平成 27 年第 3 回国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。</p>
会長	<p>2. あいさつ 【会長あいさつ】</p>
司会	<p>【本協議会成立の報告】 議事の進行につきましては、規約に基づき会長にお願いいたします。</p>
保険課長	<p>3. 議題 【第 1 号議案 地方税法施行令改正に伴う国民健康保険税条例の一部改正について説明】</p>
議長	<p>第 1 号議案につきまして、ご質問、ご意見等はございませんか。よろしいでしょうか。 それでは、第 1 号議案の地方税法施行令改正に伴う国民健康保険税条例の一部改正につきましては、この内容に基づき改正条例案を作成し、12月議会に議案提出させていただきますのでご了承願います。</p>
保険課長	<p>【報告事項 1 平成 27 年度国民健康保険特別会計 9 月補正予算について説明】</p>
議長	<p>報告事項 1 につきまして、ご質問、ご意見等はございませんか。 (報告事項 1 の資料について、分かりづらいとの指摘あり。今後、作成方法を変更する。) それでは、報告事項 1 の補正予算については、この内容で補正させていただきますのでご了承ください。</p>
保険課長	<p>【報告事項 2 平成 26 年度国民健康保険特別会計決算について説明】</p>
議長	<p>報告事項 2 につきまして、ご質問、ご意見等はございませんか。</p>
委員	<p>歳入の共同事業交付金は、県内でプールしているお金のことですか。</p>
保険課長	<p>共同事業につきましては、埼玉県国民健康保険団体連合会が事務局となり、県内市町村がお金を出し合い、高額な医療費が発生した市町村にお金を支出する仕組みになっています。歳出では共同事業拠出金、歳入には共同事業交付金という形で設定しています。本庄市の場合、拠出金としての支出額が 11 億 6767 万円、交付金としての収入額が 11 億 8897 万円ですので、若干交付金を多くいただいているという状況です。</p>

委員	欄外のパーセンテージの数字は、国から交付される金額の率でしょうか。単に決算額から来る比率でしょうか。
保険課長	欄外のパーセンテージは、総額から計算された構成比になります。 (資料が分かりにくいため、後日差し替えることとする。)
委員	たとえば、この国庫支出金のパーセンテージを伸ばすために、もっと国からお金をもらいたいということはできるのでしょうか。
保険課長	国庫支出金や県支出金は基準に基づき支出されているものですので、増やしたいから増やせるというものではありません。
議長	<p>ほかに質疑はありませんか。</p> <p>ないようですので、報告事項2の平成26年度国民健康保険特別会計決算については、10月に予定されている市議会決算特別委員会で審査を受けることになっていますのでご了承ください。</p> <p>さて、ここで国保の広域化・都道府県化について、最新の情報があれば事務局より報告いただきたいのですが。</p>
保険課長	国民健康保険法が改正され、国保の広域化が正式に決定しました。平成30年度を目途に県と市町村の連合体による国保運営のため、これから準備が本格的に始まっているところです。埼玉県国民健康保険団体連合会に、国民健康保険の問題を研究する「国保問題研究会」という機関があり、その中で広域化に向けた課題等の議論が始まったところです。本庄市からは、私が委員として出席していますが、現在新しい広域組織での税のあり方等の議論が始まっていますので、具体的にご報告できるものはありません。
委員	広域というのはどこを指しているのですか。
保険課長	<p>国保の広域化は都道府県単位を示していますので、これまで市町村が独自に国保運営をしていたものを、県で統一して運営していくことにしたものです。</p> <p>ただし、保険税についてはこれまでどおり市町村で賦課徴収し、県は財政を担当するという役割分担になっています。また、国保運営協議会については、県でも設置することになりますが、市町村でもこれまでどおり国保運営協議会において協議を行うという方向性が決められているようです。</p>
議長	この国保運営協議会が今後どのように関わってくるか、説明願います。
保険課長	今後、広域化に向けて協議が進められるにあたり、広域化された後の保険税の賦課方式について議論されることになると思われます。

保険課長	<p>これまでどおりの賦課方式とした場合、本庄市では所得割・資産割・均等割・平等割の4方式ですが、県南の方など都市部では、所得割と均等割のみの2方式の市もあります。広域化に伴い、2方式とするのか4方式のまとめるか、国保運営協議会にお諮りするということになると思います。またそれ以外にも、税率変更の必要もあるかもしれませんし、協議が進むにつれ、その都度皆様にお諮りすることが出てくるものと思われますので、よろしくお願ひいたします。</p>
委員	<p>賦課方式については市町村に任せるということですが、市町村独自の方法でよいということでしょうか。</p>
保険課長	<p>賦課方式については、まだ何も決まっていない状況です。賦課徴収の責任は市町村にあるという大枠だけ決まっているのですが、賦課方式をある程度県内で統一するのか、これまでどおり市町村で独自で決めるのかは、今後の協議で決まってくると思います。</p> <p>2方式は所得割と均等割のみのため、分かりやすい賦課方式ではあるのですが、所得があつて家族が多い現役世代への負担が重くなってしまいます。4方式は2方式に加え資産割と平等割があるので、現役世代の負担は多少軽減されています。ただし、所得がなくても持ち家等があると資産割が賦課されてしまうという欠点があります。また、近年の傾向として、世帯の人数が減ってきており、1人世帯になると個人への均等割と世帯への平等割とが2重課税のように思えてしまうという現状もあり、2方式と4方式は一長一短があると言えます。今後、国保問題研究会において協議されてくると思います。</p> <p>それから、県が財政運営を行うということですが、医療費に相当する分として、県から市町村へ納付金という形で請求されることになります。県は集めた納付金からかかった医療費分を市町村へ交付するということになります。</p> <p>細かいところはこれから決まることになりますが、国保問題研究会の中で、この北部地域が不利にならないようにできればと思っています。</p>
委員	広域化におけるメリットデメリットについて、再度説明願います。
保険課長	<p>国保財政が非常に厳しい町村では、広域化することで財政破綻を防ぐという大きな目的があります。県内の全市町村から集めた納付金に国・県からの支出金を含めた財源で各市町村が必要とする医療費を交付金として賄っていくという、規模を大きくすることで財政の安定化を図る制度です。</p> <p>市町村の事務としては、これまで国・県・社会保険から交付金を支給してもらうために、煩雑な申請業務が必要でした。今後は県が財政的な</p>

	<p>部分を担うため、この申請業務については多少軽減されることが予想されます。一方で、窓口業務においては、賦課・徴収・保健事業などこれまでどおりの負担であるため、あまり変わらないと言えます。被保険者の立場からも、窓口業務を市町村で行うため、ほとんど何も変わらないという印象です。</p> <p>なお、今後の協議で各市町村の納付金の内訳をどのようにするかで、金額が大きく変わってくると思います。被保険者の所得に応じる部分が多くなれば、県南地域に比べ北部地域は所得水準が低いので、若干負担が少なくなると思われます。逆に、医療費の実績にかかる部分や被保険者数の割合が多くなると、北部地域は医療費が高いので負担が重くなる可能性があります。</p> <p>北部地域としては所得にかかる割合を多くしてもらえるよう要望していきたいと考えています。それによって、今後の保険税のあり方についても変わってくると思います。</p>
委員	県北地域の特徴として、県南の病院へ受診するよりも群馬県の伊勢崎市や藤岡市の病院を受診するケースが多い。そうした場合のデメリット等がありますか。
保険課長	国民健康保険の運営と医療制度については全く別の問題ですので、広域化においての議論の対象にはならないと思います。ただ、国保財政の運営を県が担当する形になりますので、今後の医療制度の改革等に影響があるかどうか、注意深く見ていく必要はあるかと思われます。
保険課長	4. その他 【次回運営協議会の日程を提案】
副会長	5. 閉会 【閉会あいさつ】

平成 27 年 9 月 14 日

会議録署名 会長

柳沼 光男